

尾張旭市監査公表第6号

令和2年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年2月12日付け1情第62号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

企画部情報課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
電算関係の委託業務において、尾張旭市設計業務等委託契約約款第7条第3項の規定に基づき、業務の再委託について承認をしているが、再委託承認願の書面から再委託業務の内容が業務の一部であるか確認ができない。	指摘事項につきましては、今後の再委託業務において、内容を明確に示すよう是正します。
市PR行政情報提供事業（2か年事業）において、年度ごとの契約代金の支払について契約書に記載されていない。尾張旭市契約規則第28条第1項第6号では、契約代金の支払及び受領の時期及び方法について、契約書に記載しなければならないとされている。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。